

令和7年度 白石市職員の倫理の確立及び保持に関する状況

職員の倫理保持について、市民の疑惑や不信を招くような行為を防止するため、令和7年12月に「白石市職員倫理規程」を施行しました。

「白石市職員倫理規程」第20条の規定に基づき、次のとおり令和7年度の白石市職員の倫理の確立及び保持に関する状況を公表します。

1 各種届出等の状況

(1) 利害関係者との飲食に係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共に飲食をすることができますが、自己の飲食に係る費用が1万円を超える場合は、あらかじめ市長に届出ることとしています。

届出の件数 0件

(2) 講演等に係る承認の状況

職員は、利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演等をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けることとしています。

申請のあった講演等の件数 1件

2 職員倫理の確立及び保持に関して講じた施策

項番	施策	実施日	対象者
1	新規採用職員研修 (A日程)	令和7年4月7日 令和7年10月1日 令和8年1月6日 令和8年2月3日	22人 1人 3人 1人
2	新規採用職員研修 (B日程)	令和7年4月30日	22人
3	職員の綱紀の保持について (通知) ※非違行為等の発生によるもの	令和7年4月17日	全職員
4	【項番3の再掲】 職員の綱紀の保持について (通知) ※懲戒処分の公表によるもの	令和7年6月2日	全職員
5	職員倫理規程施行について (通知)	令和7年12月1日	全職員
6	コンプライアンス研修	令和7年12月23日	全職員
7	職員の綱紀粛正と服務規律の確保について (通知)	令和7年12月25日	全職員
8	職員の綱紀の保持について (通知) ※懲戒処分の公表によるもの	令和8年2月5日	全職員